

川崎市公告第131号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年1月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に関する事項

(1) 件名

川崎市郵送請求事務センター証明書交付業務委託

(2) 履行場所

川崎市麻生区役所柿生分庁舎内 川崎市郵送請求事務センター等

(3) 履行期間

令和8年7月1日から令和10年6月30日まで

(4) 調達概要

証明書等郵送請求業務及び交付手数料等管理、収納業務

詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」で登録されている者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去7カ年において、中核市以上の規模の自治体又は官公庁（国及び県）で、住民基本台帳事務関係もしくは戸籍事務関係の証明書交付業務（郵送交付実績含む）の契約締結実績があること（セットアップを除く）。

(5) 次に示す資格を法人内で有していること。

ア プライバシーマーク

イ ISO9001

ウ ISMS認証（ISO27001）

3 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び必要な書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

郵便番号 210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎2階

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課戸籍・住民記録係

電話 044-200-2111（代表）

044-200-2259（直通）

FAX 044-200-3912

メール 25koseki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月5日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 2（4）の契約実績を証明する契約書の写し及び仕様書の写し

ウ 2（5）の保有資格を証明する書類の写し

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

3により競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 入札説明書の交付

競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書等を無料交付します。また、入札説明書は3（1）の場所において令和8年1月29日（木）から令和8年2月5日（木）まで縦覧に供します。

6 入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3（1）に同じ。

(2) 受付期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月16日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3（1）の電子メールアドレスあてに送付してください。また、質問書を電子メール送付後に、その旨を3（1）の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

競争入札参加申込書で入札参加資格があると認められた全ての者に対し、令和8年2月24日（火）までに電子メールにて送付します。なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。また、回答後の再質問についても受付しま

せん。

7 申込後の辞退

入札参加申込書を提出した後に入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届により入札の辞退を届け出ることとします。なお、開札後の辞退は認めません。

8 競争入札参加資格の喪失

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書、その他の提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続及び開札の手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和8年3月6日（金）午前11時

(イ) 入札書の提出場所

郵便番号 210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所本庁舎21階

川崎市市民文化局会議室

(ウ) 所定の入札書をもって行い、入札書を「入札件名」に記載した封筒に封緘し提出してください。

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和8年3月5日（木）必着

(イ) 入札の提出先

3(1) に同じ

(ウ) 郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札保証金

入札金額の100分の2以上とします。ただし、川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

(3) 入札金額等

ア 入札書に記載する金額は、法令所定の消費税額及び地方消費税額は含まない総額になります。

また、この金額には契約期間内の業務履行に必要となる一切の費用を含め見積もるものとします。また、月額の金額（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を24月で乗じる方法で見積もりをしてください。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。

(4) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に参加する者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません。入札前に委任状を提出してください。

(5) 開札の日時

9 (1) ア (ア) に同じ

(6) 開札の場所

9 (1) ア (イ) に同じ

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わないものは除きます。

(9) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成

契約書を作成することを要します。

(4) 落札者には契約締結までに落札額の内訳を、様式を問わないので、提示すること。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 業務時間の変更等により、別途随意契約が発生する場合があります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は、川崎市役所市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課です。

(5) 事情により入札を延期又は取りやめる場合があります。

- (6) 入札価格について、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。
- (8) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。